

2025年11月14日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社代表取締役社長兼 COO 国本 亮一(コード番号: 3856 東証スタンダード)

問合わせ先: 人事総務本部 IR・広報部副部長 内 田 晋 雷 話 : 03-6810-3028 (代表)

## 第27期半期報告書提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2025年11月12日開示「2026年3月期第2四半期決算短信の開示延期及び第27期半期報告書の提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを検討し、本日、関東財務局に対し、当該延長申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 対象となる半期報告書
  第27期半期報告書
  (自 2025年4月1日至 2025年9月30日)
- 延長前の提出期限
  2025年11月14日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限 2026年1月13日
- 4. 延長期限を必要とする理由

当社は、2025 年 8 月 12 日開示「第三者委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、現経営体制にて、改めて過去の様々な取引の見直しを進めてきましたが、 併せて外部機関により、下記(1)の①②③について指摘を受け、 第三者委員会を設置することとし、詳細に調査をするべきと判断いたしました。そして、 2025 年 9 月 2 日開示「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」のとおり、外部の第三者委員会から下記(1)~(5)に関する内容の調査を受けることとなりました。現在も本調査が継続していることから、今後第三者

委員会から調査報告を受ける予定となっており、財務諸表への影響などについても現時点では未定です。

- (1) 以下の事実関係に関する各調査
- ① 監査等委員会による 2024 年3月13日付調査報告書に関する再調査
- ② 大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査
- ③ 関連当事者取引に関する調査
- (2)類似事象の有無の調査
- (3) 上記(1) 及び(2) による当社の連結財務諸表等への影響額の算定
- (4) 上記(1) 記載の事実が生じた原因究明と再発防止策の提言
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

このような状況から、当社は監査法人から期中財務諸表に対する期中レビュー報告書を発行することが困難である旨の報告を受けました。このため、2026年3月期第2四半期決算短信の開示を延期するとともに、第27期半期報告書の提出期限の延長申請を検討することといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上